

## 平成12年度畜産環境保全対策予算の概要

農林水産省 畜産局畜産経営課  
畜産環境専門官 井戸将悟

平成12年度の予算は、「家畜排せつ物の管理の適正化及び利用の促進に関する法律」に基づき、管理基準に則した家畜排せつ物の管理を着実に推進する必要があることから、乾燥施設、堆肥化施設、液肥化施設、浄化処理施設等家畜排せつ物処理利用施設機械を機動的に整備します。また、畜産が核となって、生ゴミ、食品加工残渣等の地域有機性資源を受け入れ、家畜排せつ物との一体的に処理する施設の整備、木材クズ等の敷料化施設の整備や耕種サイドにおける地力の維持・増強のため、良質たい肥の利用促進を図るための施設機械の整備等を行います。

そのほか、効率的かつ低コストの家畜排せつ物処理技術の開発と普及、環境保全に係る畜産経営への指導、堆きゅう肥の流通・利用の推進などの対策を基本として各種の施策を実施します。

家畜排せつ物の処理に必要な機械施設の整備に対しては、国の補助事業、農業改良資金や農林漁業金融公庫資金等の制度資金及び畜産環境整備機構のリース事業などの各種の助成措置があります。

### 資源循環型畜産確立対策事業(非公共事業)

#### 1 資源循環型畜産確立対策事業(平成12年度予算額3,247百万円)

##### (1) 広域畜産リサイクルセンターの整備(補助率1/2)

家畜排せつ物の効率的な処理と堆きゅう肥の流通を促進するため、基幹 堆肥化施設と事前に水分調整等を行う予備調整施設からなる広域畜産リサイクルセンターを整備します。

##### (2) 地域畜産環境の整備(拡充)(補助率1/2、1/3)

家畜排せつ物の適切な処理及び耕種経営との連携による堆きゅう肥利用を推進するための小規模な家畜排せつ物処理利用施設等を整備します。

なお、水質保全に係る規制の強化等に対応するため、特定の湖沼、内海等の閉鎖性水域や水道水源地域等環境規制の厳しい地域、また、クリプトスポリジウム汚染河川等の流入域において事業を実施する場合は補助率を1/2に引き上げています。

##### (3) 地域資源有効利用施設の整備(補助率1/2)

有機性資源の循環利用を促進するため、家庭等の生ゴミと家畜排せつ物の一体的な堆肥化施設、間伐材、木材くず等を利用した敷料化施設等の整備、堆きゅう肥の敷料利用(戻したい肥)、浄化処理水の再利用等の低環境負荷型畜産システムの整備を行います。

##### (4) エネルギー利用施設の整備(補助率1/2)

家畜排せつ物のエネルギー利用を促進するため、メタン発酵施設、燃焼熱利用施設、固形燃料化施設等の整備を行います。

#### 2 資源循環型畜産確立対策推進事業(平成12年度予算額281百万円)

家畜排せつ物処理施設を整備するとともに、畜産環境保全対策に積極的な取り組みを推進する「資源循環型畜産確立対策推進事業」も実施しています。

- ① 家畜排せつ物の適正な管理を促進するための都道府県における家畜排せつ物処理施設の整備実態調査及び管理基準指導マニュアルの作成
- ② 畜産農家に対する家畜排せつ物処理の指導・助言及び環境負荷物質検査
- ③ 畜産農家と耕種部門の連携を図るためのシンポジウムの開催及びたい肥需給マップの作成
- ④ 家畜排せつ物と生ゴミ等地域資源の一体的な処理利用を推進するための調査検討及び事業計画の推進
- ⑤ たい肥の成分分析及び品質表示の推進

- ⑥ 浄化処理、脱臭処理、良質堆肥化等に関する新しい技術を畜産経営で利用できるようにするため、都道府県の畜産試験場等において実用化試験・展示を実施します。

#### 資源リサイクル畜産環境整備事業(公共事業) (平成12年度予算額5,196百万円)

「家畜排せつ物の管理の適正化及び利用の促進に関する法律」に則した家畜排せつ物処理施設の整備、堆肥の還元用草地及び周辺環境の整備等の一層の促進による畜産環境問題の解決に加え、家畜排せつ物と生ゴミ、食品加工残さ等地域に賦存する有機性資源の堆肥化、飼料化、エネルギー利用等による地域資源利用を推進し、畜産を核とした資源リサイクルシステムの構築に資する総合的な対策を実施します。

#### (事業内容等)

- 事業実施計画の策定(補助率1/2)
- 基盤整備(補助率1/2)  
草地等、水質浄化林、浄化水路、畜産施設地、道路、用排水施設、環境保全林等の造成整備
- 施設整備(補助率55%、1/2、1/3)  
家畜排せつ物処理施設、地域有機質残さ飼料化施設、堆肥土壌等分析施設、水分調整資材収集製造施設等の整備
- 土地利用円滑化(補助率1/2)  
土地権利関係の調整、土地利用計画、交換分合等

#### 家畜排せつ物の処理利用施設を個人で整備する場合の融資制度、リース事業

家畜排せつ物の処理利用施設を個人で整備する場合には、農業改良資金、農林漁業金融公庫資金、畜産環境整備機構による畜産環境整備リース事業があります。

##### 1 農業改良資金の生産環境改善資金

この資金は、家畜排せつ物を適正に処理するために必要な発酵処理施設、ロックウール脱臭施設、浄化処理施設等の設置に必要な資金を農業者又はその組織する団体に無利子で貸し付けるものです。

##### 2 農林漁業金融公庫資金の畜産経営環境調和推進資金

この資金は、堆肥舎等処理高度化施設の改良、造成又は取得、処理高度化施設の賃借料等の金額の一時払い、家畜排せつ物の処理、有効利用を行う法人に参加するための現物出資に必要な処理高度化施設等の取得に必要な資金を、畜産経営を営む個人又は法人等に低利で貸し付けるものです。

##### 3 畜産環境整備リース事業

この事業は、(財)畜産環境整備機構が、畜産農家等の希望する家畜排せつ物処理利用等に必要な機械・装置を購入し、当該農家等に一定期間貸付けた後、譲渡する事業です。平成10年度から家畜排せつ物処理施設の付加貸付料は農林漁業金融公庫資金の畜産経営環境調和推進資金と同じ金利を採用することとなり、平成12年5月31日現在では、2.0%となっています。

また、環境規制の厳しい地域における素掘り貯溜、野積みを解消するために堆肥化施設、浄化処理施設等を畜産環境整備リース事業で整備する場合は、施設購入費の1/2を助成する事業(いわゆる1/2補助付きリース事業)を平成10年度から実施しています。